

調書（決定）

事件の表示 平成26年（行ヒ）第104号

決定日 平成26年4月10日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成25年（行コ）第177号（平成25年
11月28日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年4月10日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人 株式会社石原産業

相手方 国

同補助参加人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部